

香川県再犯防止推進計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 青少年育成グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3207/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和2年12月14日から令和3年1月14日までの1カ月間、香川県再犯防止推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、5人から17件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 5件
企業 1件
団体 1件
合計 5件

〈提出されたご意見の数〉

計画の推進に関するご意見 17件
合計 17件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の推進に関するご意見	
<p>（「はじめに」について） 就労支援や住まいといった、生きていく上での実際のパーツを整えていくことが更生や再犯防止に大きな役割を果たすと考える。 一方で、様々な背景をもつ本人たちが、本来の自分に向き合い、人として尊厳ある日々を取り戻すことで、初めて本当の意味で自分の犯した罪を知り償いに至ることができる、ということを支援できる体制作りをいきなり作ることは難しい。 そのような体制作りを目指し、まずは研究</p>	<p>高松保護観察所をはじめとする国の機関や、香川県保護司会連合会などの民間の関係機関が参加する「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、関係機関の情報共有や課題の検討をするなど連携を図り、再犯防止の取組みを進めることとしており、ご意見の内容については、31頁に記載のある「第4章 計画の推進体制」の趣旨に含むものと考えております。 いただいたご意見については、施策を推</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>を始めるといった内容を「はじめに」などで記載してはどうか。</p>	<p>進する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>（就労・住居の確保について） 3頁の「協力雇用主数」と「実際に雇用している雇用主数」の数値に乖離がある。どのような理由で雇用まで行き届いていないのか分析し、機関ごとに改善していくことが必要である。（同趣旨のご意見2件）</p>	<p>就職は、本人と雇用主の双方の希望や条件が合致して雇用契約に至るもので、数多くの求人の中から選択することとなり、施設入所前の元の職場へ戻るほか、前歴を秘匿して自ら求職活動をするなどして、協力雇用主でない雇用主の下での就労も多い実情にあります。</p> <p>そのため、協力雇用主の下に一旦就職しても続かず、離職や転職に至ることもあり、これらの課題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、就労支援に取り組んでいることから、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>（修正箇所 6頁 第3章1(1)②ア 高松保護観察所の記載 「高松保護観察所は、協力雇用主への刑務所出所者等就労奨励金を給付しているほか、雇用を依頼した協力雇用主に対し保護観察官が相談に対応するとともに、必要があれば職場等に出向いて、雇用主や対象者本人と面談するなどフォローアップを行い、雇用の拡大に取り組みます。」</p>
<p>（就労・住居の確保について） 6頁から始まる就労や住居の確保について、県も人材育成センターなどで、幅広い職種で活躍できるよう、セミナーや個別カウンセリングなどを行い、農業系の部署であれば農業事業者と情報交換などをし、施設外就労を促すということも考えられる。</p>	<p>個々の特性に応じた就労支援が行えるよう、障害者支援や生活困窮者支援、長期無業者支援などの分野ごとに、専門的な知識やノウハウを持つ民間事業者に委託するなどして、セミナーやカウンセリング、就労訓練などの支援を実施しているところでは、引き続き、各支援機関の取組みを情報共有しながら、一層の連携強化を図り、適切な就労支援につながるよう、取り組んでまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（就労・住居の確保について）</p> <p>6 頁の「1 就労・住居の確保のための取組」について、就労・帰住先の確保だけでなく、矯正施設や更生保護施設から出た後、困っていることはないか、生活はどんな感じかなど、地域社会で継続して暮らしていけるように見守る体制を充実させることも必要であり、9 頁の「②具体的な取組」における「ウ関係機関・団体との連携強化」の箇所に、上記のような観点からの支援について記載を検討いただきたい。</p>	<p>出所者が地域社会で継続して暮らしていけるような体制として、地域生活定着支援センターでは、各関係機関と連携し、地域生活へ移行した方に対して、その後の状況を把握し、場合によっては助言や相談などの支援や関係機関への情報提供を行っており、ご意見の内容については、9 頁に記載のある「ウ関係機関・団体との連携強化」の趣旨に含むものと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>（就労・住居の確保について）</p> <p>9 頁からの住居の問題について、県でも、素案のような、定着支援センターとの協力により、障害を抱えている人や高齢者等の矯正施設出所後の支援が必要な人に対して社会福祉施設の入居やアパートの入居調整など、帰住先の確保を行うということを徹底して実施する必要がある。</p>	<p>第3章1（1）②イに記載のとおり、居住支援協議会を設置し、構成員である不動産関係団体や居住支援法人などと連携し、住宅確保要配慮者に対する入居支援体制の整備を図っています。</p> <p>また、地域生活定着支援センターにおいて、支援対象者が出所後新しい場所へ移行できるよう、出所前から福祉施設等と連絡調整を行っています。</p> <p>引き続き、出所後の帰住先を確保できるよう関係機関との情報共有を通じ連携を図ってまいります。</p>
<p>（就労・住居の確保について）</p> <p>10 頁の香川県保護司会連合会に関する記述について、「又、出所した人が何らかの原因で帰住先(住居等)から緊急避難しなくてはならなくなった場合の避難先についても入所支援を行います。」という文言も付け加えてはどうか。</p>	<p>保護観察中の者や出所した人のうち更生緊急保護の対象となる者に対する緊急避難先への入所支援については、高松保護観察所が、更生保護施設や自立準備ホーム、香川県社会福祉協議会などと連携して行っており、ご指摘の箇所については、9 頁の高松保護観察所の取組みに含むものと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（保健医療・福祉サービスについて）</p> <p>12 頁からの保健医療や福祉サービスの利用の問題について、医療や福祉を必要としている高齢者などが出所した場合、サービス等について十分な情報を持っていないために、十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、関係機関の相互連携が必要であると考えます。</p> <p>素案に、高齢や障害を持つ人に関して、支援が必要な場合には、要介護認定や障害者手帳の交付や施設の入所などを進めることで、医療や福祉のサービスが円滑に利用できるように支援を行うという文言を加えるとより具体的になると思われます。</p>	<p>福祉サービスを提供するためには、市町との連携が不可欠であることから、県は、再犯防止の重要性に関する認識を共有し、より円滑にサービスを提供するため、研修会等を開催し、連携体制の構築を図っています。</p> <p>また、各市町では、地域包括支援センターを設置し、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの専門職が連携して地域の高齢者の総合的な支援を行っており、ご意見の内容については、13 頁【県の取組】に含むものと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>（保健医療・福祉サービスについて）</p> <p>12 頁の「(1) 高齢者又は障害のある者への支援」の①現状と課題において、「福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整等の対象とならない場合があること」が課題として挙げられているが、②具体的な取組では、上記課題に対する取組の記載が希薄である。福祉的支援の必要性に本人が気づいていないなら必要性について伝えるなど、特別調整に該当しない者に対する福祉的な支援も必要なのではないかと考える。</p> <p>12 頁以降の「具体的な取組」において、上記課題に対する対応を追加することで、より計画が充実するのではないかと。</p>	<p>特別調整だけでなく、福祉的支援を受けるためには、本人の同意が必要ですが、支援に伴う不自由さに目が向き、支援を受けることに消極的な者が少なくない実態があります。</p> <p>そのため、高松刑務所をはじめとする矯正施設や、香川県社会福祉協議会、香川県地域定着支援センターなどの関係機関では、自身の生活力や心身の状況について説明を粘り強く続け、理解を促すよう取り組んでいます。</p> <p>また、矯正施設では、本人が特別調整対象者とならなくとも、必要に応じて療育手帳等を取得するなど、本人の特性に応じた福祉的支援を行っており、ご意見の内容については、12 頁以降の高松刑務所や四国少年院、丸亀少女の家などの取組みに含むものと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（保健医療・福祉サービスについて）</p> <p>覚醒剤取締法で刑務所を出所した者の2年以内再入率は、窃盗、詐欺、傷害・暴行、強盗、強姦等罪、殺人、放火、覚醒剤取締法の中で唯一上昇している、というような文言を14頁の「①現状と課題」に盛り込めば、覚醒剤取締法違反による検挙者数が多いので、再犯防止施策の必要性がより強調されるのではないかと。</p>	<p>令和2年版再犯防止推進白書によると、覚醒剤取締法で刑務所を出所した者の2年以内再入率は、平成30年は16.0%で、平成29年の17.3%から1.3%減少しておりますが、依然として高い状態にあります。</p> <p>覚醒剤事犯については、適切な治療・支援による薬物依存症からの回復に向けた働きかけが重要であると考えており、引き続き、薬物依存に関する治療や支援などを行う関係機関と連携しながら取組みを進めます。</p>
<p>（非行の防止及び学校等と連携した修学支援について）</p> <p>18頁からの非行の防止に関して、小中学校にスクールカウンセラーを配置するだけでなく、各学校において、スクールカウンセラーの役割やどのような存在なのかのしっかりとした説明をする必要がある。</p>	<p>児童生徒に対するスクールカウンセラーの役割の周知は重要であると考えており、各種会合等を通じて、より一層市町教育委員会と連携し、広報に努めてまいります。</p>
<p>（非行の防止及び学校等と連携した修学支援について）</p> <p>20頁の「ウ 学校や地域社会において再び学ぶための支援」において、高等学校を中途退学した非行のある少年が学び直しを希望する場合、高等学校授業料支援だけでなく、編入を受け入れてくれる高等学校の紹介も支援の一つとして明記するのはどうか。</p>	<p>高等学校への編入学は、試験等による選考手続きを経て、各校の校長が許可することになっており、県教育委員会が編入を受け入れる高等学校を紹介することは難しいと考えていますので、ご理解ください。</p>
<p>（非行の防止及び学校等と連携した修学支援について）</p> <p>再非行防止に関して、少年院を出た後、学校や家庭で継続して生活できるよう学校や県、少年院などの国の機関での連携を充実させる必要がある。</p> <p>22頁の「②具体的な取組」の「ア 少年・若者に対する支援【国及び関係機関・団体の取組】」の一つ目にもあるように、少年院から自宅へ帰住する際、親子関係を見極め、調整を行うことはもちろんだが、出院後、生活環境が悪化した時の対応も大切であり、そのような場合の対応についても検討が必要ではないかと。</p>	<p>高松保護観察所は保護観察を行う際に、修学支援を視野に入れ、学校等教育機関、少年院、県等との連携を進めています。</p> <p>また、四国少年院や丸亀少女の家、高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）では、矯正施設を出た後も、本人や保護者などの関係者から相談を受け付けており、必要に応じて保護観察所と連携しながら、助言指導を行っています。</p> <p>今後、香川県再犯防止推進連絡協議会において、高松保護観察所や四国少年院などの関係機関と連携を図り、再犯防止の取組みを進めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進について）</p> <p>26 頁について、保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などの取組や、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組みを広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組むということが考えられる。</p> <p>また、少年補導員や、大学生等で構成する学生サポーターなどの少年警察ボランティアに対して協働での街頭活動、情報提供等の支援を行うことも効果的と考える。</p>	<p>これまで、青少年の犯罪や非行の防止を図るため、高松保護観察所をはじめとする関係機関と連携して“社会を明るくする運動”に取り組んでいます。引き続き、県民の再犯防止に対する理解や関心が深まる取組を進めてまいります。</p> <p>また、少年警察ボランティア活動については、一般の方や大学生ボランティアで構成された少年警察補導員が中心となって行っており、こうしたボランティアの方に対する情報提供を始めとする活動支援や、協働街頭補導等に取り組んできたところです。今後も、少年警察ボランティアと一層連携を深めながら少年の非行防止活動に取り組んでまいります。</p>
<p>（民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進について）</p> <p>28 頁の「②具体的な取組」に、更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、施設見学会の実施を加えることを検討してはどうか。</p> <p>協力雇用主や更生保護ボランティア、地元大学生などを対象に行うことで、手続きの仕組みや少年院、保護観察所等の機関が再犯防止に関する施策を行っているかの周知ができ、学生団体や民間団体の活動の促進につながると考える。</p>	<p>犯罪をした者の社会復帰にあたっては、更生保護や再犯防止について、民間協力者や地域の理解を深めていくことが重要であると考えております。</p> <p>保護観察所や矯正施設では、近隣大学の学生や地域住民などを対象とした施設参観を受け入れているほか、高松保護観察所では、保護司や協力雇用主などを対象とした研修会を開催するなど、再犯防止に関する取組について周知を行っています。</p> <p>引き続き、香川県再犯防止推進連絡協議会において関係機関と連携の強化を図りながら、再犯防止の広報・啓発に取り組んでまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（国・市町・民間団体との連携強化について）</p> <p>第3章に関係機関の様々な取組が記載されているが、関係機関が情報交換や連携・協同などを行うことで、取組がより有効に機能するものとする。全体を俯瞰し、連携や共有を働きかける存在があると、より取組が推進されるのではないかと考える。また、その存在が連絡協議会もコーディネートしていけば有機的に機能するのではないかと考える。</p>	<p>高松保護観察所をはじめとする国の機関や、香川県保護司会連合会などの民間の関係機関が参加する「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、関係機関との情報共有や課題の検討をするなど連携を図り、再犯防止の取組を進めることとしており、ご意見の内容については、31頁に記載のある「第4章 計画の推進体制」の趣旨に含むものと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>